

老人憩の家など 請負契約議決

昭和四十六年第三回臨時村議会は、8月23日招集され、会期を一日と決めたあと五件の議件について審議されました。

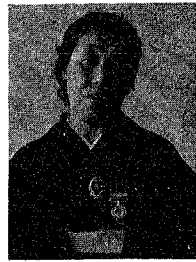
議決された議件と要旨は、次のとおりです。

一、専決処分承認(国保条例の一部改正)について
この専決処分は、国保税の賦課率のうち、所得割の率の百分の一、六四を百分の二、一六に改めたものでやむをえないものとして承認されました。

金子さん

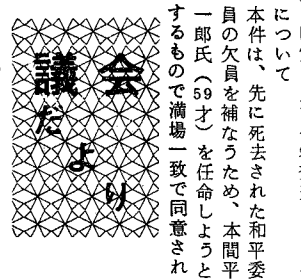
県下唯一人の 紅綬褒章

事故防止をあらゆる機関を通じて呼び掛けておられます。とくに他人の子供に注意することは仲々出来ないものである。その交通、水難事故があいついで起きているなか、大別当、金子裕作妻リツ(62)さんは、



現在授与されている賞(日付順)
昭和46年5月7日 感謝状 新潟県警察本部長
昭和46年6月1日 感謝状 白根地区防犯連合会長
白根警察署長

車線路の中に役員職員小林宏さん長女直美(2才)ちゃんが電車の近づいて来るのに気がつかず、無心に遊んでいたのを見て、金子さんは自分の危険にもかかわらず、直



り、議会の議決を求めるもので全会一致で可決されました。その概要は、次のとおりです。

(1) 契約金額 一八、七八〇千円
(2) 契約の相手方
加茂市大字加茂二四四五の七
浦井組 代表者浦井杉造
(3) 工期
契約の日から
昭和四十六年十一月三十日
四、月瀨村表彰条例の制定について
この条例は、今まで村のために功績を残された(あるいはあった)方々に対する表彰を行なおうとするための条例です。

月瀨村の 表彰条例決まる

表彰審査 委員会開催

月瀨村には、村のために特別の功労があつたものを表彰する条例がなく、制定する必要があつたので、早くから検討をしておりました。

この程成案を得たので、総務文教委員会に内容を審議して戴いた

- 上、去る8月23日開催の又三回臨時村議会に提案議決されました。その内容は次のとおりです。
- 一、被表彰者
- (1) 村の各種行政その他公益事業に功労顕著なる者
 - (2) 満四年以上村長の職に就いた者
 - (3) 満八年以上助役、収入役の職に就いた者
 - (4) 満八年以上議会議員の職に就いた者
 - (5) 満十二年以上監査委員、選管委員、教育委員、農業委員の職に就いた者
 - (6) 村の職員として二十年以上勤続した者
 - (7) 学術、芸術、発明、改良、創作に事蹟のある者
 - (8) 德行のすぐれたる者
 - (9) 村に個人で一〇万円以上、団体に三〇万円以上の寄付をした者
- 二、表彰期日
村長が定める日
今年十一月三日(文化の日)の予定
- 三、条例施行日 四月一日より
- 四、表彰決定機関
月瀨村表彰審査委員会
- 月瀨村表彰審査委員会は、八月二十六日初会議を開き表彰条例施行に伴う細目について協議を行つた。
- 委員は次のとおりです。
- 委員長 本間園之輔(村長)
委員 細海 海蔵(議長)
藤村 義一(副議長)
問島 義衛(総文委員 長)
- 委員 小林 忠衛(収入役)
佐藤 耕治(教育長)
道見 秀雄(人事担当 課長)

役場の日誌 八月の中

- 8月1日 村民運動会
- 3日 広報編集委員会
- 5日 農業委員研修会(吉田町)
- 6日 農地取得資金事前審査
- 7日 教育委員会定例会
- 7日 農業委員会
- 9日 老人憩の家建築工事委員会
- 12日 郡職員体育大会打合せ
- 16日 村民憩暮、将棋大会
- 19日 課長、係長会議
- 20日 村民水泳大会
- 20日 議員研修会(吉田町)
- 21日 土木委員協議会
- 22日 秋季連合消防演習
- 23日 臨時村議会
- 26日 表彰審査委員会
- 27日 表彰部内打合せ
- 28日 月瀨橋取付道路買収協議会
- 30日 村総会開発審議会
村内作況調査(農委)

名前を つけて下さい

秋の 全国交通安全運動

老人憩の家の名称を村民の皆様から募集いたしますから、施設にふさわしい名称を、多数応募して下さい。採用者には薄謝を差し上げます。同じものが採用された場合は抽選いたします。

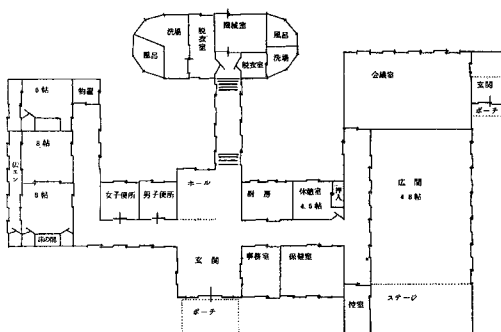
応募先 役場住民課
応募期限 9月末日

老人憩の家着工 11月末完成予定

村では老人の方々のレクリエーション及び研修の場として役立てていただくため、老人憩の家を月瀨地内に建設するため、8月24日の契約を終りこの程着工致しました。

この施設は広間(48帖)、会議室、小部屋三、風呂場二、各部屋温風暖房であり、又、村には会議を開くにも会場がなく不便をおかけしましたが会議室を作りますので、老人以外の方々にも広く御利用頂きたいと思ひます。

- 建築費 一八七八万円
- 建築面積 四八四㎡
- 設計 匠建築設計事務所
- 施工 浦井組



△目的
この運動は、歩行者、運転者、運転者の雇主、その他陸上交通に係のあるすべての者に正しい交通ルールの実践を習慣づけ交通安全防止の徹底をはかることを目的としています。

△期日
自昭和46年9月27日より
至 同 10月6日まで(10日間)

△今回の重点目標
歩行者、とくに子供と老人の事故防止あわせて飲酒運転の絶滅

△実施目標
小学校、幼稚園および保育園等の周辺の道路、とくに子供、老人の通行の保護

△運転者の注意
交差点および横歩道付近、市街地の速度制限並に一時停止

△歩行者の注意
歩行中は右側通行の励行
正しい横断の励行
老人はとくに注意して下さい。

△保護者の注意
幼児の一人遊びはさせないこと
幼児のとび出しに注意
運転者の雇主
雇主は事故防止のための適正をはかるため実情に即した運転の励行をさせる事

何時も同じようなことがらを申し上げますが、歩行者(保護者)と運転者が一体となり、正しい歩きたた、正しい運転の励行をしたなら事故は最少限に抑えられれるものと思われれます。

り、議会の議決を求めるもので全会一致で可決されました。その概要は、次のとおりです。

(1) 契約金額 一八、七八〇千円
(2) 契約の相手方
加茂市大字加茂二四四五の七
浦井組 代表者浦井杉造
(3) 工期
契約の日から
昭和四十六年十一月三十日
四、月瀨村表彰条例の制定について
この条例は、今まで村のために功績を残された(あるいはあった)方々に対する表彰を行なおうとするための条例です。



参加された釣天狗連36名、時折降る小雨の中を熱心に糸をたれて漁を競いました。

大漁賞 高木忠作(木滑)

二位 阿部松夫(月瀨)

三位 市谷清(大別当)

大物賞 土田久一(月瀨)

大物残念賞 矢挽徹(月瀨)

(写真は大別当勝の釣大会優勝の高木忠作さん)

り、議会の議決を求めるもので全会一致で可決されました。その概要は、次のとおりです。

(1) 契約金額 一八、七八〇千円
(2) 契約の相手方
加茂市大字加茂二四四五の七
浦井組 代表者浦井杉造
(3) 工期
契約の日から
昭和四十六年十一月三十日
四、月瀨村表彰条例の制定について
この条例は、今まで村のために功績を残された(あるいはあった)方々に対する表彰を行なおうとするための条例です。

り、議会の議決を求めるもので全会一致で可決されました。その概要は、次のとおりです。

(1) 契約金額 一八、七八〇千円
(2) 契約の相手方
加茂市大字加茂二四四五の七
浦井組 代表者浦井杉造
(3) 工期
契約の日から
昭和四十六年十一月三十日
四、月瀨村表彰条例の制定について
この条例は、今まで村のために功績を残された(あるいはあった)方々に対する表彰を行なおうとするための条例です。

り、議会の議決を求めるもので全会一致で可決されました。その概要は、次のとおりです。

(1) 契約金額 一八、七八〇千円
(2) 契約の相手方
加茂市大字加茂二四四五の七
浦井組 代表者浦井杉造
(3) 工期
契約の日から
昭和四十六年十一月三十日
四、月瀨村表彰条例の制定について
この条例は、今まで村のために功績を残された(あるいはあった)方々に対する表彰を行なおうとするための条例です。